

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 53(オ)861	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	入会権確認等	原審事件番号	昭和 41(ネ)1153
裁判年月日	昭和 57 年 1 月 22 日	原審裁判年月日	昭和 53 年 3 月 22 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 135 号 83 頁		

判示事項	山林原野の管理利用について部落による共同体的統制が認められないとして右山林原野に対する住民の入会権が否定された事例
裁判要旨	山林原野が代議制をとつた村議会等の多数決による議決に基づいて村有財産として管理処分され、あるいは村当局の監督下において村民に利用されて来たなど、右山林原野の管理利用について部落による共同体的統制の存在を認めるに由ない判示の事実関係のもとにおいては、これに対する共有の性質を有する入会権及び共有の性質を有しない入会権は、ともに認められない。

全 文	
主 文	
	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人らの負担とする。
理 由	
	上告代理人池田輝孝、同駿河哲男、同谷村正太郎、同根本孔衛、同杉井巖一の上告状記載の上告理由及び上告理由書記載の上告理由第一ないし第四について <u>原審が確定した事実関係によれば、(一)B村においては、明治一四年四月一八日施行の島吏職制によつて従来の同村の行政組織である島地役人、地役人、名主、年寄等に代る職制として東京府知事の任命にかかる地役人、名主一式引受人、年寄が設けられ、これと従来から存在した村民一同の意思決定機関としての惣代六名からなる村寄合とによつて村の行政組織が構成されるに至り、明治二八年五月二日には東京府知事の認可を受けて村寄合規約が定められ、村寄合は多数決制をもつて村有財産の処分又は維持方法を決することとされ、しかも村寄合の構成員たる惣代の選挙には本戸半戸以外の村民にも選挙権が認められた、(二)次いで大正一二年一〇月一日施行の島嶼町村制によつて地役人以下の島吏が廃止され、支所長、村長、吏員、村会の制度が設けられ、村有財産の管理処分、村費の徴収等は多数決制による村会の議決事項とされ、本戸半戸以外の村民にも選挙権が認められ、更に昭和二三年の地方自治法施行によつて村長、村議会が設けられて今日に至っている、(三)明治一九年九月二四日東京府知事から下渡された本件山林を含む山林原野は、名主一式引受人によつて管理され、前記村寄合規約施行後はその管理が村寄合の議決事項とされ、島嶼町村制施行後においては、行政主体たるB村の基本財産としてその管理は村会の議決事項とされ、昭和二九年一〇月一日のa村との合併後は、合併後のB村の村有地とされて役場備付の帳簿に村有財産又は基本財産として記載されている、(四)B村においては、村有財産の管理処分につき、大正年間村有財産管理規則が、昭和一五年一〇月村財産管理規程が、さらに昭和三四年村有財産条例並びに契約の締結及び議会の議決を経べき財産又は営造物に関する条例が順次制定施行されたほか、大正一二年村</u>

有椿林貸付規則が、昭和一七年四月 B 村部分林貸付規則が、昭和三四年九月 B 村山林条例が順次制定施行されたが、これらの規則、規程、条例はいずれも所定の手続を経た有効なものであり、本戸半戸とそれ以外の村民との間に何らの取扱上の差別を設けていなかった、(五) B 村においては、本件山林を含む前記下渡にかかる山林原野につき、明治年間以来、立木を本戸半戸を問わずすべての村民に払い下げてその代金を村の歳入とし、大正年間以来、村会ないし村議会の議決に基づき同村内外の団体又は個人に対して山林原野の一部を譲渡するなどしてその代金等を村の歳入とし、大正一二年には東京府知事の認可を経た前記椿林貸付規則に基づいて山林原野の一部を部分林として村民に貸し付け、その貸付料を村の歳入とし、また村会ないし村議会の議決に基づいて右部分林の一部貸付を解除してこれを村民以外の第三者に貸付けるなどしているほか、前記下渡にかかる山林原野の一部における造林事業のために、これに要する費用を村の歳出予算から支出し、前記山林の椿の実や薪の採取等を村当局の管理監督のもとに行つて来ていた、というのであつて、右認定は原判決挙示の証拠関係に照らして肯認することができる。そして、右事実関係から知ることのできる行政主体としての B 村の成立経過や明治一九年九月二四日の下渡にかかる本件山林を含む山林原野が本戸半戸以外の住民を含む村民の選挙による代議制をとつた村寄合、村会、村議会等における多数決による議決に基づいて村有財産として管理処分され、あるいは村当局の監督下において村民に利用されて来たなど、右山林原野の管理利用について部落による共同体的統制の存在を認めるに由ない諸事情に照らすときは、右山林原野の所有権が行政主体たる B 村に帰属して、これに対する共有の性質を有する入会権はもとより、共有の性質を有しない入会権の存在も認め難いとした原審の認定判断は、結局、これを正当として肯認することができ、その過程に所論の違法があるものとは認められない。論旨は、ひつきよう、原審の専権事項である証拠の取捨判断、事実認定を非難するか、又は原審の認定にそわない事実あるいは独自の見解に基づいて原判決を論難するものであつて、採用することができない。

同上告理由記載の上告理由第五について

上告人らが本件山林について入会権を有しないとされた原審の認定判断を是認することができることは、前項説示のとおりである。してみると、右入会権の存在を前提とする所論は、所論違憲の主張を含めてその前提を欠くか、又は原判決の結論に影響のない説示部分を論難するものにすぎない。論旨は、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 栗本一夫 裁判官 木下忠良 裁判官 鹽野宜慶 裁判官 宮崎梧一)